

事務事業評価表(既存事業)

コード 4-1-10	事務事業名 人権啓発事業	所管部課 市民生活部生活文化課
---------------	-----------------	--------------------

事務事業の概要	事務事業の目的 日本国憲法には、すべての国民が個人として尊重されること、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により差別されないことがうたわれているが、現実にあるさまざまな差別があるため、人権尊重意識の醸成を目指す取組みをいっそう進める。	総合計画上の位置づけ (政策)創造性の育つまちづくり (施策)人権と平和の尊重(創1-1) (主要施策)人権尊重意識の醸成
	実施内容、実施方法 人権啓発事業の実施(6/1...人権擁護委員の日、12/4~10...人権週間を中心に) 16年度は6月に多摩全生園の見学会、12月にはパネル展示を行った。	根拠法令等 人権擁護委員法
	事業開始時期 合併前から	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 分担金 )

評価指標の設定	活動指標名 啓発事業の実施回数	活動指標の考え方(定義) 啓発事業を実施した回数
	PR回数	広報西東京へ掲載してPRした回数
	成果指標名 啓発事業への参加者数	成果指標の考え方(定義) 啓発事業に参加した参加者数

		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	
事務事業データ	事業費(A)		2,447	479	367	372	
	国庫支出金	千円					
	都支出金		1,469				
	地方債						
	その他						
	一般財源		978	479	367	372	
	所要人員(B)	人	0.52	0.52	0.52	0.52	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	4,288	4,302	4,331	4,331	
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	6,735	4,781	4,698	4,703	
	単位当たりコスト (E)=(D)/( 啓発事業への参加者数 )	千円	11	68	36		
	歳入	千円					
	活動指標	目標値	回			2	2
		実績値	回	1	2	2	
活動指標	目標値	回			2	2	
	実績値	回	2	2	2		
成果指標	目標値	人			100	50	
	実績値	人	600	70	132		
成果指標	目標値						
	実績値						

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	啓発事業実施時のアンケート結果(抜粋) ・人権を守ることについて、これからも講演会などをお願いします。 ・地味な仕事をしている人は大変だなと思いました。今日は、自分なりに少しでも勉強になりました。また機会がありましたらぜひ参加したいと思っています。
	国・都・他市・民間等 における類似事業	人権擁護委員は法務大臣の委嘱による。 各市での人権啓発事業のほか、「多摩東人権擁護委員協議会ネットワーク事業」が各市持ちまわりで実施されている。
	運営上の制約条件・ 外部要因等	人権擁護委員は法務大臣の委嘱によるものであり、市の関わり方が不明確な部分が多い。また、「人権」と言っても、現在は分野ごとに専門の相談窓口が整備されてきており(女性相談、障害者関係の相談、高齢者の相談、外国人相談など)、人権擁護委員の存在意義が問われ始めている。また、近年検討されている人権擁護法案の中で、人権擁護委員の役割や位置づけも見直されるような話もあり、動向を見守る必要がある。

コード 4-1-10	事務事業名 人権啓発事業	所管部課 市民生活部生活文化課
---------------	-----------------	--------------------

事業所管部評価	項目	評価結果	判断理由、説明等
	実績	<input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 極めて不十分	法務大臣から委嘱された人権擁護委員(西東京市には17年4月1日現在、委員は9人)が行う「人権・身の上相談」や、市との連携によるさまざまな事業を通して、現在人権啓発が行われている。
	必要性	<input type="checkbox"/> 増大 <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 減少、一部なし <input type="checkbox"/> かなり減少	日本国憲法に明記されている人権の重要さは変わらない。
	効率性	<input type="checkbox"/> 大きく改善 <input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	人権擁護委員、あるいは法務局が主催する事業に対し、市がどこまで関わるべきか。この点が曖昧なことにより、事務効率が悪くなることがしばしばある(会議への出席等)。多摩東人権擁護委員協議会に対し、地域活動費として分担金を支出しているが、地域での活動に該当する西東京市の市民相談室における人権・身の上相談に従事した際、謝金を支払っていた。平成16年度より見直し済み。
	公平性	<input type="checkbox"/> より充実 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	あらゆる人に対し、門戸を開いており、公平性は確保できている。
	総合評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	法務局、人権擁護委員、市の役割分担の整理と明確化、人権擁護委員の存在意義の明確化(現在では高齢者・障害者・女性・子どもなど、各分野の専門家による相談が整備されてきており、それらとの連携や役割分担)、人権擁護委員に対し、専門分野の研修などを行うことが必要。しかし、基本的には国の制度のため、市としての抜本的改善は困難である。今後、啓発事業を行う際は、時事問題など、市民の関心をひくようなテーマの設定が必要。

17年度における改善点	毎年12月4～10日は「人権週間」となっており、この期間に啓発事業を行っている。他の区や市では「人権・平和事業」という形で啓発事業を行っているところもあり、さらに西東京市では毎年、平和事業もこの時期に行われていることから、「人権・平和事業」という形での事業実施を提案。
-------------	--

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
--------	--

評価の視点

実績：十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など

必要性：国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施しているか。廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。など

効率性：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など

公平性：サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など

総合評価：各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方・方向性。

拡充：ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。

継続実施：現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。

改善・見直し：現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。

抜本的見直し：事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。

廃止・休止：事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。